

国家知識産権局行政復議規程

2012年9月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『国家知識産権局行政復議規程』（第66号）

第六十六号

局務会議で検討の上採決した『国家知識産権局行政復議規程』はここに発表し、2012年9月1日から施行する。

局長 田力普
2012年7月18日

国家知識産権局行政復議規程

第一章 総則

第一条 違法又は不当な具体的な行政行為を防止、是正し、公民や法人、その他の組織の合法的権益を保護し、国家知識産権局が法により職権を行使することを保障、監督するために、「中華人民共和国行政復議法」と「中華人民共和国行政復議法実施条例」に基づき、本規程を制定する。

第二条 公民や法人、その他の組織が、国家知識産権局の具体的な行政行為がその合法的権益を侵害していると認める場合、本規程に基づいて国家知識産権局に行政復議を申請することができる。

第三条 国家知識産権局の法制業務を担当する機構（以下、「行政復議機構」という）は行政復議の具体的な業務を担当し、次の職責を履行する。

- (一) 行政復議申請を受理する。
- (二) 関連部門や人員を調査し証拠を取り、関連文書や資料を調査する。
- (三) 具体的な行政行為が合法・適切であるかどうかを審査する。
- (四) 併せて請求される行政賠償を処理する。
- (五) 行政復議の法律文書を制定、作成、発送する。
- (六) 行政復議の決定を不服として行政訴訟を提起された場合の応訴を行なう。
- (七) 行政復議決定の履行を督促する。
- (八) 行政復議、行政応訴事件の統計及び重大な行政復議決定の届出を行う。
- (九) 行政復議の実施中にあつた問題を研究し、適時に関連部門に行政復議の意見又は提案を提出する。

第二章 行政復議の範囲と参加者

第四条 本規程第五条に定める状況を除き、次の状況の一つに当たる場合、行政復議を申請することができる。

- (一) 特許出願、特許権に関する国家知識産権局の具体的な行政行為に不服がある場合。
- (二) 集積回路の回路配置の登録出願、回路配置専有権に関する国家知識産権局の具体的な行政行為に不服がある場合。
- (三) 特許復審、無効宣告の手続きに関する国家知識産権局特許復審委員会の決定に不服がある場合。
- (四) 特許代理の管理に関する国家知識産権局の具体的な行政行為に不服がある場合。
- (五) 国家知識産権局の行ったその他の具体的な行政行為がその合法的権益を侵害すると認められる場合。

第五条 次の状況の一つに当たる場合、行政復議を申請することができない。

- (一) 特許出願人が特許出願を却下する決定に不服がある場合。
- (二) 復審請求人が復審請求の審査決定に不服がある場合。
- (三) 特許権者又は無効宣告請求人が無効宣告請求の審査決定に不服がある場合。
- (四) 特許権者又は強制実施権許諾の実施権者が強制実施権の実施料に関する裁定に不服がある場合。
- (五) 国際出願の出願人が、国家知識産権局が国際出願の受理機関、国際検索機関、国際予備審査機関として行った決定に不服がある場合。
- (六) 集積回路の回路配置の登録出願人が登録出願を却下する決定に不服がある場合。
- (七) 集積回路の回路配置の登録出願人が復審決定に不服がある場合。
- (八) 集積回路の回路配置の権利人が回路配置登録を取り消す決定に不服がある場合。
- (九) 集積回路の回路配置の権利人、非自発的実施許諾の被許諾者が、非自発的実施許諾の実施料の裁定に不服がある場合。
- (十) 集積回路の回路配置の権利人、侵害被疑者が集積回路の回路配置専有権侵害紛争の処理決定に不服がある場合。
- (十一) 法律、法規の規定により行政復議を申請することができないその他の状況。

第六条 本規程に基づいて行政復議を申請する公民、法人又はその他の組織は複議申請人である。

具体的な行政行為を行なった際に、その権利又は利益に損害を受けたその他の利害関係者は、行政復議を申請することができ、第三者として行政復議に参加することもできる。

第七条 複議申請人、第三者は、自分の代わりに行政復議に参加することを代理人に委託することができる。

第三章 申請と受理

第八条 公民、法人又はその他の組織は、国家知識産権局による具体的な行政行為がその合法的権益を侵害すると認める場合、当該行政行為を知った日から60日以内に行政復議申請を提出することができる。

不可抗力又はその他の正当な理由で前項に記載された期限を過ぎた場合、当該期限は障害が取り除かれた日から引き続き計算される。

第九条 行政復議を申請する権利がある公民、法人又はその他の組織は人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院が既に法により受理した場合、国家知識産権局に行政復議を申請してはならない。

国家知識産権局に行政復議を申請し、行政復議機構が法により受理した場合、法定の行政復議期間内には、人民法院に行政訴訟を提起してはならない。

国家知識産権局は行政復議申請を受理した後に、受理する前又は受理した後に当事者が既に人民法院に行政訴訟を提起しており、かつ、人民法院が既に法により受理したことを発見した場合、行政復議申請を却下する。

第十条 行政復議申請は次のような条件に合致しなければならない。

- (一) 復議申請人は、具体的な行政行為によってその合法的権益が侵害されたと認める特許出願人、特許権者、集積回路の回路配置の登録出願人、集積回路の回路配置の権利者又はその他の利害関係者であること。
- (二) 具体的な行政復議の請求内容と理由を有すること。
- (三) 行政復議の範囲内に属すること。
- (四) 法定の申請期間内に提出すること。

第十一條 行政復議を申請するには、行政復議申請書を1式2部提出し、また必要な証拠資料を添付しなければならない。行政復議申請の対象となる具体的な行政行為が書面にて行われた場合、当該文書又はそのコピーを添付しなければならない。

代理人に委託する場合、授権委託書を添付しなければならない。

第十二條 行政復議申請書には、次のような内容を明記しなければならない。

- (一) 復議申請人の氏名又は名称、郵送先住所、連絡電話。
- (二) 行政復議の具体的な請求内容。
- (三) 行政復議申請に関する主要な事実と理由。
- (四) 復議申請人のサイン又は捺印。
- (五) 行政復議の申請日。

第十三條 行政復議申請書は、国家知識産権局が作成した標準の記入用紙を使用することができる。行政復議申請書は、手書き又は印刷してよい。

第十四條 行政復議申請書は、郵送、ファックス送信、手渡しなど方式で行政復議機構に提出しなければならない。

第十五條 行政復議機構は行政復議申請書を受取った日から5日以内に、状況によってそれぞれ次の処理を行う。

- (一) 行政復議申請が本規程の規定に合致する場合は、それを受理し、複議申請人に受理通知書を発送する。
- (二) 行政復議申請が本規程の規定に合致しない場合は、それを受理しないと決定し、書面にて理由を告知する。
- (三) 行政復議申請書が本規程第十一條、第十二條の規定に合致しない場合は、指定された期間内に補正するよう複議申請人に通知する。期限を過ぎても補正しない場合は、行政復議申請を放棄したと見なす。

第四章 審理と決定

第十六條 行政復議の審理過程において、行政復議機構は関連部門・人員から状況を調査することができ、要求に応じて複議申請人又は第三者の口頭意見を聴取することもできる。

第十七條 行政復議機構は行政復議申請を受理した日から7日以内に、行政復議申請書の副本を関連部門に転送しなければならない。当該部門は行政復議申請の副本を受取った日から10日以内に元の具体的な行政行為を維持、取消又は変更する旨の書面による回答意見を提出し、また当初具体的な行政行為を行った証拠、根拠とその他の関連資料を提出しなければならない。期限を過ぎても回答意見を提出しない場合、行政復議決定を下すことに影響を与えない。

複議申請人、第三者は、前項に述べた書面による回答意見及び具体的な行政行為を行なった際に依拠した証拠、根拠とその他の関連資料を閲覧することができるが、秘密保持に関連する内容は除く。

第十八條 行政復議の決定を行う前に、複議申請人は行政復議申請の取り下げを要求することができる。取り下げが許可された場合、行政復議手続きは終了する。

第十九條 行政復議期間中においては、具体的な行政行為は原則的に執行を停止しない。行政復議機

構は執行の停止を必要とする場合、関連部門に執行停止通知書を発行し、また複議申請人及び第三者に通知しなければならない。

第二十条 行政復議案件の審理では、法律、行政法規、部門規定を依拠とする。

第二十一条 具体的な行政行為は、認定した事実が明確で、証拠が確実で、適用依拠が正確で、手続きが適法で、内容が適当な場合、それを維持する旨を決定するものとする。

第二十二条 被申請人が法定の職責を履行しない場合、それが一定の期間内に法定の職責を履行する旨を決定するものとする。

第二十三条 具体的な行政行為が次のような行為の一つに当たる場合、当該具体的な行政行為を取消、変更する旨を決定し、又は当該具体的な行政行為が法律に違反していると認定するものとし、さらに被申請人が改めて具体的な行政行為を行う旨を決定することができる。

- (一) 主な事実が明確でなく、証拠が足りない場合。
- (二) 適用依拠に誤りがある場合。
- (三) 法定手続きに違反する場合。
- (四) 職権を越権又は濫用する場合。
- (五) 具体的な行政行為が明らかに不当である場合。
- (六) 新しい証拠が出現し、元の具体的な行政行為を取消、又は変更したほうがより合理的である場合。

第二十四条 具体的な行政行為は次のような行為の一つに当たる場合、当該具体的な行政行為を変更することを決定できる。

- (一) 認定した事実が明確で、証拠が確実で、手続きが合法的であるが、明らかに不当であり、又は適用依拠に誤りがある場合。
- (二) 認定した事実が明確でなく、証拠が足りず、行政復議手続きにて審理され、事実が明確で、証拠が確実であると明らかになった場合。

第二十五条 次のような状況の一つに当たる場合、行政復議申請を却下し、またその理由を書面で通知するものとする。

- (一) 複議申請人は、被申請人が法定の職責を履行しないとして行政復議を申請し、行政複議機構は受理した後に、被申請人がそれ相応の法定の職責を有しておらず、又は受理前に法定の職責を既に履行したと発見した場合。
- (二) 行政複議機構は行政復議申請を受理した後に、当該行政復議申請が受理の用件を満たしていないと発見した場合。

第二十六条 複議申請人は、行政復議を申請するとともに、併せて行政賠償請求を提出することができる。行政複議機構は、国家賠償法の規定に基づき、行政賠償請求を審理し、行政復議決定において併せて賠償請求に対する決定を行う。

第二十七条 行政復議決定は、行政復議申請を受理した日から60日以内に行わなければならない。ただし、状況が複雑で、規定された期間内に決定を行うことができない場合、許可を得た後に、期間を延長することができ、また複議申請人と第三者に通知する。延長期間は最長でも30日を超えてはならない。

第二十八条 行政復議決定は、国家知識産権局の名義で行う。行政復議決定書には、国家知識産権局

行政復議専用印章を押さなければならない。

第二十九条 行政復議期間中に、国家知識産権局は、関連の行政行為が法律に違反している、又は善後措置が必要であると発見した場合、行政復議意見書を作成することができる。関連部門は、行政復議意見書を受け取った日から60日以内に、関連行政違法行為の是正又は善後措置の実施に関する状況を行政復議機構に報告しなければならない。

行政復議期間中に、行政復議機構は、法律、法規、規則の実施において普遍的な問題があると発見した場合、行政復議意見書を作成して、関連部門に制度を整備し、行政法執行を改善するための建議を提出することができる。

第五章 期間と送達

第三十条 期間の開始日は期間内に計上しない。期間満了の最後の1日が祝日・休日である場合、祝日・休日後の最初の日を期間満了の日とする。本規程の「5日」、「7日」、「10日」の規定は営業日を指し、祝日・休日を含まない。

第三十一条 行政復議決定書を直接送達した場合、複議申請人が送達領収書に記入した受取期日を送達日とする。行政復議決定書を郵送して送達した場合、発送日から15日をもって送達したと見なす。

行政復議決定書は送達され次第、法律効力を生じる。

第三十二条 複議申請人又は第三者が代理人に委託した場合、行政復議決定書は代理人のほかに、国内の郵送先住所に従って複議申請人と第三者にも送らなければならない。

第六章 附則

第三十三条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が国家知識産権局に行政復議を申請する場合、本規程を適用する。

第三十四条 行政復議は、費用を徴収しない。

第三十五条 本規程は、2012年9月1日から施行する。2002年7月25日付けの国家知識産権局第二十四号令で発表した「国家知識産権局行政復議規程」は、同時に廃止する。

出所：

国家知識産権局ホームページ 2012年7月23日付けを基に、JETRO北京事務所にて日本語仮訳を作成。
http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201207/t20120723_728543.html